

議案第43号

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年守口市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前				改 正 後			
第1条から第4条まで 略				第1条から第4条まで 略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
項	執行機関	事務		項	執行機関	事務	
略				略			
6	略			6	略		
7	市長	<u>私立幼稚園等に就園する園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>		7	略		
8	略			7	略		
9	略			8	略		
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
項	執行機関	事務	特定個人情報	項	執行機関	事務	特定個人情報
略				略			
21	市長	子ども・子育て支援	略	21	市長	子ども・子育て支	略

		法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
略			
27	略		
28	市長	<u>私立幼稚園等に就園する園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人生活保護措</u>

		援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは <u>子育てのための施設等利用給付</u> の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
略			
27	略		

		<u>置関係情報であつて規則で定めるもの</u>		
<u>29</u>	略		<u>28</u>	略
<u>30</u>	略		<u>29</u>	略
以下 略			以下 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。